

議案第 97 号

石垣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

石垣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年石垣市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 事業所内保育事業（第 42 条―第 48 条）」を「第 5 章 事業所内保育事業（第 42 条―第 48 条）
第 6 章 雑則（第 49 条・第 50 条）」に改める。

第 6 条第 1 項中「。第 3 号に」を「。以下この条に」に改め、「(子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。）」、「(同項に規定する幼稚園をいう。）」及び「(同項に規定する認定こども園をいう。）」を削り、同項第 2 号中「保育をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同項第 3 号中「この号」の次に「及び第 4 項第 1 号」を加え、同条第 2 項中「事業等」を「事業者等」に改め、同条第 4 項を次のように改める。

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)。

第 6 条第 5 項中「前項」の次に「(第 2 号に該当する場合に限る。)」を加え、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改め、同項第 1 号中「する者」を「するもの」に改める。
第 7 条の次に次の 2 条を加える。

(安全計画の策定等)

第 7 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第 7 条の 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第 10 条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第 13 条を次のように改める。

第 13 条 削除

第 14 条第 2 項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

第 16 条第 2 項第 3 号中「離島」を「山間・へき地」に改める。

第 22 条第 7 号中「火災報知機」を「火災報知器」に改める。

第 23 条第 2 項第 2 号中「法第 34 条の 20 第 1 項第 4 号」を「法第 34 条の 20 第 1 項第 3 号」に改める。

第 25 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 29 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 31 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 37 条第 4 号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

第 43 条第 8 号カ中「出入り」を「出入し」に改める。

第 44 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 45 条第 1 項中「第 6 条」の次に「第 1 項」を加える。

第 47 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 49 条を削る。

本則に次の 1 章を加える。

第 6 章 雑則

（電磁的記録）

第 49 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第 50 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の石垣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 29 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 44 条第 2 項及び第 47 条第 2 項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の石垣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 29 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 44 条第 2 項及び第 47 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

令和 6 年 12 月 2 日提出

石垣市長 中 山 義 隆

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部改正に伴い、また字句の整理を行うため、条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年石垣市条例第23号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
目次 第1章 総則(第1条—第21条) 第2章 家庭的保育事業(第22条—第26条) 第3章 小規模保育事業 第1節 通則(第27条) 第2節 小規模保育事業A型(第28条—第30条) 第3節 小規模保育事業B型(第31条・第32条) 第4節 小規模保育事業C型(第33条—第36条) 第4章 居宅訪問型保育事業(第37条—第41条) 第5章 事業所内保育事業(第42条—第48条) 附則 (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。))は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>第3号に</u>___において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事	目次 第1章 総則(第1条—第21条) 第2章 家庭的保育事業(第22条—第26条) 第3章 小規模保育事業 第1節 通則(第27条) 第2節 小規模保育事業A型(第28条—第30条) 第3節 小規模保育事業B型(第31条・第32条) 第4節 小規模保育事業C型(第33条—第36条) 第4章 居宅訪問型保育事業(第37条—第41条) 第5章 事業所内保育事業(第42条—第48条) <u>第6章 雑則(第49条・第50条)</u> 附則 (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。))は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>以下この条において同じ。)</u>又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事

項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。))(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間・へき地その他の地域であって連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) 略

(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号 において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業 等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1)・(2)略

項に係る連携協力を行う保育所 _____、幼稚園 _____
 _____又は認定こども園 _____ (以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間・へき地その他の地域であつて連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) 略

(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。 以下この条において同じ。)を提供すること。

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号 及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1)・(2) 略

3 略

(1)・(2) 略

4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項_____の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者_____として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする者)に限る。)

(2) 略

3 略

(1)・(2) 略

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)

5 前項(第2号に該当する場合に限る。))の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするもの)に限る。)

(2) 略

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準) 第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは_____、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、<u>保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u> (懲戒に係る権限の濫用禁止) 第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、<u>身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u> (衛生管理等) 第14条 略 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u> _____よう努めなければならない。 3～5 略 (食事の提供の特例) 第16条 略 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。 (1)・(2) 略 (3) 学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場(家庭的保育事業者等が離	(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準) 第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限り</u>、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。_____ _____ _____ 第13条 削除 _____ _____ (衛生管理等) 第14条 略 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。</u> 3～5 略 (食事の提供の特例) 第16条 略 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。 (1)・(2) 略 (3) 学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場(家庭的保育事業者等が山
--	---

島その他の地域であって、第1号及び第2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。)

(4) 略

(設備の基準)

第22条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所(保育を受ける乳幼児の居宅を除く。)であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所(次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。)で実施するものとする。

(1)～(6) 略

(7) 火災報知機及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。

(職員)

第23条 略

2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 略

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

3・4 略

間・へき地その他の地域であって、第1号及び第2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。)

(4) 略

(設備の基準)

第22条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所(保育を受ける乳幼児の居宅を除く。)であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所(次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。)で実施するものとする。

(1)～(6) 略

(7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。

(職員)

第23条 略

2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 略

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者

3・4 略

(保育の内容)

第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(職員)

第29条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 略

(職員)

第31条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(保育の内容)

第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(職員)

第29条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 略

(職員)

第31条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 略

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

(1)～(3) 略

(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合 _____

_____への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育

(5) 略

(設備の基準)

第43条 事業所内保育事業(利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア～オ 略

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 略

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

(1)～(3) 略

(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘

案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育

(5) 略

(設備の基準)

第43条 事業所内保育事業(利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア～オ 略

カ 保育室等その他乳幼児が出入り、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ・ク 略

(職員)

第44条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることとはできない。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 略

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条_____第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

2 略

(職員)

第47条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) 略

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ・ク 略

(職員)

第44条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることとはできない。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 略

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

2 略

(職員)

第47条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略 (準用) 第48条 略 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ (委任) <u>第49条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略 (準用) 第48条 略 <u>第6章 雑則</u> <u>(電磁的記録)</u> <u>第49条</u> 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 (委任) <u>第50条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
---	---